

## 中間支援機能の充実に向けた取り組みについて

## 1. 中間支援に期待すること(※委員の意見まとめ。別紙黄色部分の抜粋)

## (1) 市民活動支援(テーマ型、アソシエーション型)

- ①相談の入り口のハードルを下げ、敷居を下げるのが重要である。
- ②現状でも相談窓口を設置しているものの、相談窓口の存在が市民や市民活動団体等に知られていない。どのような支援ができるかの具体的なメニュー化を図り、さまざまな機会を通じて、周知していく。
- ③市民協働事業提案制度を運用しているものの、職員に協働の考えが浸透していない。庁内各課が実施している協働事業や役割分担、将来の協働の可能性を可視化するとともに、定期的な研修を実施する。
- ④テーマ型の市民活動者、企業等を自治振興会、まちづくり協議会といたく協議体(ラウンドテーブル)へ参画する動きを意図的にコーディネートする。
- ⑤行政職員では専門性の蓄積に限界がある。専属の相談員のスキルアップを図るとともに、市内における市民活動実践者など専門性の高い人材を招聘する。

## (2) 自治振興会支援(地縁型)

- ①自治振興会、まちづくり協議会の理念が浸透し、オープンな場であることを広く理解いただくため、市が継続して説明しつづける。
- ②本市における中間支援は、いわゆるテーマ型(アソシエーション型)、地縁型(地域コミュニティ)の双方を融合、サポートする形とする。
- ③区・自治会における従来の事業や役職の見直しを進めるため、アウトリーチで現場に入り、住民同士のワークショップ等を通じて対話のなかで方向性を導くことができる人材を配置する。
- ④テーマ型組織の集合体ともいえる自治振興会、まちづくり協議会がラウンドテーブルとして機能するために、円卓会議をコーディネートする人材を確保する。
- ⑤自治振興会制度および交付金のチェック機能は市行政がその役割を果たすべき(中間支援機能ではない)。税の使途としてのチェック機能を強化する。
- ⑥指定管理施設における施設管理やコミュニティビジネスを展開するにあたり、税の申告や労務管理などの手法を学ぶ研修会や勉強会を開催する。
- ⑦区・自治会における情報伝達などのデジタル化を支援する。
- ⑧職員が地域活動に積極的に関わり、そこで得た知識を政策形成に活かすための制度を運用し、取り組みとして定着させる。

### **(3) 資金調達**

- ①市では資金調達の知識やノウハウに限界がある。商工会、金融機関の協力を得ながら、外部機関で継続的かつ機動力のある支援および基金制度等を構築する。
- ②様々な市民活動団体等を自治振興会、まちづくり協議会につなぎ、自治振興交付金を有効活用できるようにコーディネートを行う。
- ③資金調達の手段のひとつである市民協働事業提案制度については、中間支援組織が市民と行政の間に立ち、コーディネートを行うスキームとする。

### **(4) 情報発信**

- ①中間支援機能の認知が低いため、活動内容をインターネット（ホームページ、SNS、動画等）で積極的に発信する。
- ②まちづくり活動センターの利用者に限ることなく、アウトリーチで市内の市民活動団体の把握に努め、活動者の情報を蓄積、共有する。
- ③中間支援の現場で把握、認知した課題を調査し、政策提言等に結び付けます。

### **(5) 活動拠点**

- ①まちづくり活動センターを市民活動団体の拠点と位置づけ、各団体が会議や作業をするスペースを提供するとともに、気軽に集えて相談がしやすい雰囲気を醸成する。
- ②一組織だけで解決できる相談はない。様々な中間支援組織（社会福祉協議会、商工会など）とのネットワークを構築し、定期的なラウンドテーブルを設けることで、様々な相談に対応する。
- ③相談員の専門性が必要である。ファシリテーションスキルやファンドレイジング、コミュニティビジネスに精通した人材を確保する。

## 2. 中間支援組織のあり方（案）

### （1）目的

本市における中間支援は「テーマ型（アソシエーション型）」「地縁型（地域コミュニティ）の双方をサポートする。

### （2）運営方法

- ①施設運営：「市直営」から「指定管理」に移行する
- ②支援機能：「市直営」から「独立した組織」に委託することで、支援の専門性、継続性を高める。ただし、自治振興会制度や交付金については引き続き行政が主体的に関与していく。

### （3）運営体制

- ①「コーディネーター力」「専門性」を重視し、まちづくり、ボランティア等の実務経験を資質として求める。（まちづくり推進員→コーディネーター）
- ②必要な人材については、時期を逸することなく積極的に起用していく。
- ③中長期的な雇用を担保することで、ノウハウ、ネットワークを蓄積するとともに、同時にアドバイザー等による人材育成を進める。
- ④コーディネーターを中心として、中間支援組織として独立（法人化）することを前提とする。
- ⑤市は、まちづくり基本条例第20条に基づき、市民活動支援の一環として、中間支援組織を継続的に支援（財政的、人的）していく。

## 3. 今後の進め方（中長期の段取り）

①市民参画協働推進検討委員会（第4章）

→第20条において「中間支援機能」の位置づけ

②中間支援組織に係る提言書（※コア部分）

→提言書（案）について意見交換→第1次提言

③中間支援組織とは？勉強会、視察等（市民有志）

④中間支援組織に係る提言書（※具体部分）

→提言書（案）について意見交換→第2次提言

⑤（仮称）円卓会議実行委員会（協働サポータークラブ的な位置づけ）

⑥中間支援組織の独立性の確保